

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例に基づく
緑化計画作成の手引き

- 第1節 緑化計画の届出について
- 第2節 緑化基準の取り扱いについて
- 第3節 届出書類に作成例
- 第4節 計画・施工上の留意点
- 第5節 緑化後の維持管理
- 第6節 関係法令等

2025年4月

目 次

第1節 緑化計画の届出について

1. 緑化の義務と届出対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 届出時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 届出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2節 緑化基準の取り扱いについて

1. 用語の意味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 建築物・敷地の緑地(緑化基準第2・第3関係)・・・・・・・・ 7
3. 計画開発区域について(緑化基準第4関係)・・・・・・・・ 14
4. 緑化が著しく困難な部分における建築物の敷地緑化の取り扱いについて
(緑化基準第5関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
5. 太陽電池等の取り扱いについて(緑化基準第6関係)・・・・ 16
6. 建築物及び建築物の敷地の緑化の面積の相互振り替えについて(緑化基準第7関係)・・・・ 16
7. 特定工場等について(緑化基準第3関係)・・・・・・・・ 16・17

第3節 届出書類の作成例

1. 建築物等緑化計画届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
2. 学校等の敷地における緑化計画届の場合・・・・・・・・ 22
3. 計画開発区域における緑化計画届の場合・・・・・・・・ 23
4. コンテナ等を取り扱う敷地における緑化計画届の場合・・・・ 25

第4節 計画・施工上の留意点

1. 植栽地の土壌について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
2. 土壌改良材の使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
3. 支柱の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
4. 施工写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
5. 完了検査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第5節 緑化後の維持管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第6節 関係法令等

1. 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例 抜粋・・・・・・・・ 30
2. 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則 抜粋・・・・ 32
3. 神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第22条の規定による建築物等の緑化に関する基準(緑化基準)・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第1節

緑化計画の届出について

1.緑化の義務と届出対象

市街化区域内の建築物等(ただし、建築基準法第85条に規定する仮設建築物は除く。)の所有者又は管理者は、緑化基準に従い、当該建築物等を緑化しなければなりません。建築物及びその敷地の緑化基準は次のとおりです。なお、緑化計画は別冊の神戸らしい緑化ガイドラインを参考に持続可能な緑化計画としてください。

■建築物(屋上・壁面)の緑化基準

建築物の区分		緑地の面積
新築	当該棟の建築面積が1,000m ² 以上のもの	建築面積の5%以上とすること
増築・改築	当該部分の建築面積が1,000m ² 以上のもの	増築又は改築に係る部分の建築面積の5%以上とすること
既設	当該棟の建築面積が1,000m ² 以上のもの	建築面積の5%以上となるよう努めること

■敷地の緑化基準

敷地の区分		緑地の面積	
住宅	敷地面積が1,000m ² 以上のもの	新築、増築、改築に係る建築物の敷地	空地面積の30%以上とすること
		既設の建築物の敷地	空地面積の10%以上とすること
建築物(住宅及び特定工場等(※1)を除く)	敷地面積が1,000m ² 以上のもの	新築、増築、改築に係る建築物の敷地	空地面積の50%以上とすること
		既設の建築物の敷地	空地面積の20%以上とすること

空地面積は、「敷地面積 - 敷地面積 × 基準建蔽率(角地緩和等を含む)」によって算出します。
(※1) 特定工場等: 環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)第118条第2項に規定する特定工場又は工場立地法第6条第1項に規定する特定工場であって、当該法令等により敷地の緑化義務があるものに限る。
複合用途の場合は、過半の床面積を占める部分の用途の区分の基準を建築物全体に適用する。

市街化区域内で以下に該当する規模の建築物に係る建築行為を行う場合は、届出の対象となります。

■届出義務の対象

区分	対象の規模	
届出義務	新築	敷地面積 1,000m ² 以上かつ建築面積 500m ² 以上
	増築・改築	敷地面積 1,000m ² 以上かつ建築面積のうち増築・改築に係る部分の面積が 500m ² 以上

- ・特定工場等については、建築面積 1,000m² 以上の新築(増築・改築の場合は、増築・改築に係る部分の建築面積が 1,000m² 以上のもの)が届出義務となります。
- ・建築物の緑化基準に該当する規模と届出対象となる建築物の規模が異なりますので、ご注意ください。
- ・届出対象でなくても敷地面積 1,000m² 以上であれば、条例に基づき敷地の緑化基準に適合する義務があります。
- ・建築物の緑化基準は棟ごとに判断をするため、新築の場合、当該棟の建築面積が 1,000m² 以上のとき、緑化基準適合義務となります。
- ・届出義務の対象は、各建築面積の合計(既存部分を除く)で判断をするため、敷地面積 1,000m² 以上の敷地内に新築する建築物が複数ある場合、各建築物の建築面積の合計が 500m² 以上のとき、届出の対象となります。

■建築物緑化義務の有無等の確認フロー図

START

市街化区域内である

▼ はい

いいえ

届出不要

敷地面積 1,000 m²以上である

▼ はい

いいえ

届出不要

新築、増改築に係る部分の建築面積が
500 m²以上である

※各建築面積の合計（既存部分を除く）で判断

▼ はい

いいえ

届出不要
（敷地緑化の義務はあり）

新築、増改築に係る部分の建築面積が
1,000 m²以上である

※各建築面積の合計（既存部分を除く）で判断

▼ はい

いいえ

建築物の緑化義務：なし
（敷地緑化の義務はあり）

新築、増改築に係る建築物が複数棟ある

※棟の取扱いは、建築基準法の取扱いに準じる

▼ はい

いいえ

建築物の緑化義務：あり
（敷地緑化の義務はあり）

新築、増改築に係る部分の建築面積が
1,000 m²以上の棟がある

▼ はい

いいえ

建築物の緑化義務：なし
（敷地緑化の義務はあり）

建築物の緑化義務：あり（建築面積 1,000 m²以上の棟に緑化の義務）

 緑化計画の届出：必要

2.届出時期

届出書類によって定められた届出時期までに、届出を行ってください。

■届出時期

届出書類	届出時期
(1) 建築物等緑化計画届	建築確認の申請前
(2) 建築物等緑化計画変更届	計画の内容を変更しようとするとき
(3) 建築物等緑化計画完了届	緑化が完了した日から 15 日以内

3.届出書類

各届出書の様式及び添付書類は以下のとおりです。いずれも計2部(正1部・副1部)の提出が必要です。また、代理者による届出の場合は、委任状(押印不要)を添付してください。

(1) 建築物等緑化計画届(第5号様式)

第5号様式に必要な事項を記入いただき、以下の図面等を添付して提出してください。様式の記入方法等については、「3.届出書類の作成例」を参照してください。

■添付図書(緑化計画届)

附近見取図	規模に応じてわかりやすい縮尺とし、敷地の位置及び方位を表示してください。
配置図	建築物の配置図に基準建蔽率を記入してください。また、敷地の緑地部分を表示し、空地面積と、必要な緑地面積の計算を明示してください。植栽が適切に生育する計画となっているか確認するため、緑化する予定の植栽は全て記載してください。
求積図	敷地面積・建築面積(建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定によるもの)求積図を添付してください。
屋上平面図	屋上緑化のある屋上は全て添付してください。
立面図	2面以上(ただし、壁面緑化のある面は全て添付してください。)
緑化計画図	<p>建築物及び敷地の緑化計画に必要な事項を明示してください。 面積等の数量は、求積図や計算式による根拠など求積方法を明記してください。</p> <p>1 配置図・平面図</p> <p>■図中に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の位置、区画ごとの面積(道路等公共空間に面する緑化の場合、その位置関係) ・中、高木は樹種及びみなし樹冠の大きさの円(P.8参照) ・低木、地被、生垣等は区画ごとの植物名、株数、面積(もしくは延長) ・緑化が著しく困難な部分がある場合はその必要事項(P.15参照) ・割り増し係数を適用する場合はその要件への適合が確認できる事項 <p>■表を掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化方法ごとに面積を集計した緑地面積集計 ・凡例及び植栽材料一覧(植物名、数量、規格、支柱、土壌改良資材使用量) <p>■余白に記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・客土厚(図又は表にて記載、P.27参照)及び求積根拠(別紙でも可) <p>2 断面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物緑化の植栽基盤の厚み(平均) <p>3 立面図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁面緑化の高さと延長
カタログ等	<p>■下記の場合は、カタログ等を添付ください。</p> <p>1 鉢・プランター等を用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プランター等の容量、材質、構造、寸法等のわかる資料及びカタログ等 <p>2 太陽電池を用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寸法、傾き、水平投影面積のわかる資料及びカタログ等 <p>3 植栽基盤を用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質、構造、寸法等のわかる資料及びカタログ等 <p>4 壁面緑化で補助資材を用いる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材質、構造、規格寸法等のわかる資料及びカタログ等

カタログ等	5 グラスパーキングを用いる場合 ・緑化率、材質、構造等のわかる資料及びカタログ等 6 その他特殊な資材を用いる場合 ・材質、構造、機能、耐久性、実績等のわかる資料及びカタログ等 ■既存の緑地を計上する場合 ・樹高、緑化や維持管理の状況が把握できる写真とその撮影位置図
その他書類	各階平面図および用途別床面積算定図（複合用途の場合など） 各階平面図（壁面緑化がある場合）

(2) 建築物等緑化計画変更届(第5号様式)

第5号様式に必要事項を記入いただき、以下の図面等を添付して提出してください。変更のあった箇所は、各記入欄に **変更前**の内容・数値等を **赤字**で、変更後の内容・数値等を黒字で併記してください。なお、緑地の面積が増加するだけの軽微な変更の場合、変更届の提出は不要とし、完了届時に報告下さい。

■添付図書（緑化計画変更届）

①変更に係る図面	変更前と変更後の内容を明示してください。
----------	----------------------

建築物の(変更)緑化計画				
建築面積(A)	2300.00 2400.00㎡			
区 分	緑地の算定面積			
屋上、ベランダ等	139.00 163.00㎡			
壁 面	100.00㎡			
小 計(B)	239.00 263.00㎡			
太陽電池(C)	50.00㎡	緑地の面積に相当する面積 (D)=(C)×1/2		25.00㎡
露天のプール等(C')	㎡	必要緑地面積算定上の建築面積 (A')=(A)-(C')		㎡
敷地緑化との振替 増(+)-減(-)(E)	0.00㎡			
緑地の面積の合計 (F)=(B)+(D)±(E)	264.00 288.00㎡	緑地率(F)/(A)×100 <small>※露天のプール等がある場合、(A')を(A)に代入可能</small>		11.4 12.0%
植栽内訳	数量	算定面積	主な樹種等	備考
低木、地被植物等	120.00 125.00㎡	120.00 125.00㎡	カシワ、アツギサイ エリカ、ラベンダー	低木、地被植物、 100#以上の プランター等
中木 (2.5m > H ≧ 1.0m)	5 10本	19.00 38.00㎡	ライラック、オリーブ	本数×3.8㎡

【様式第2面記入例】

(3) 建築物等緑化計画完了届(第6号様式)

第6号様式に必要事項を記入し、以下の図面等を添付して提出してください。書類により状況が確認できない場合は、現地検査又は施工写真提出等による状況報告を求めることがあります。

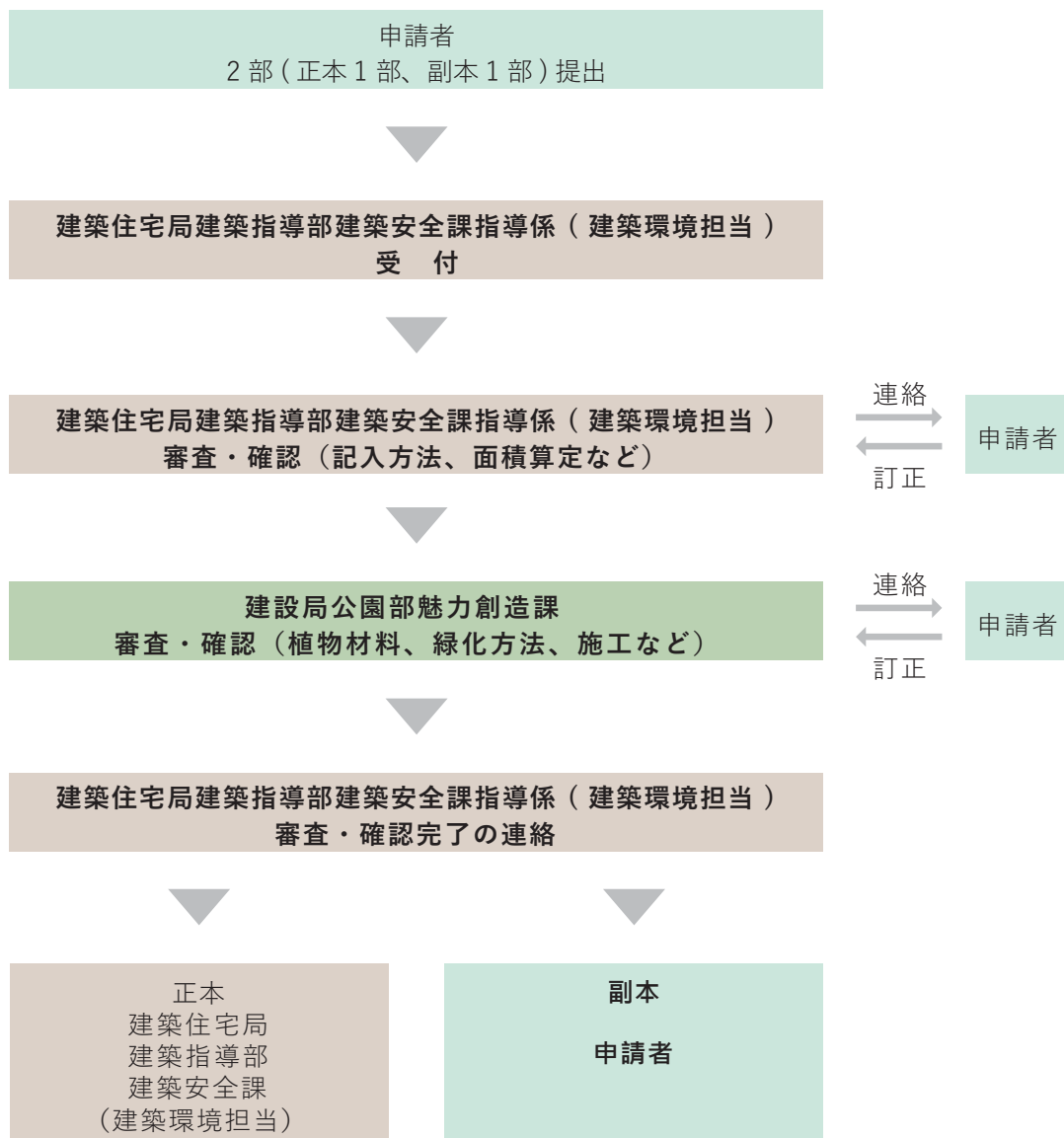
■添付図書（緑化計画完了届）

①緑化計画図	緑化が完了した後の配置図又は平面図を用いて、建築物及び敷地の緑地の位置を明示してください。そして、すべての緑地を撮影した写真の撮影方向を明示してください。
②完了写真	すべての緑地の植栽内容等の概要がわかる写真を添付してください。太陽電池の面積を算入した場合は、その設置状況のわかる写真と出荷証明書等の写し（設置している太陽光電池の寸法・枚数等が計画と相違ないこと）を添付してください。（P.28 参照）（副本にも添付）

(4) 提出の流れ

建築物等緑化計画届、建築物等緑化計画変更届、建築物等緑化計画完了届の提出の流れは、いずれも以下のとおりです。

■提出の流れ



4.問合せ先

① 届出書提出窓口、記入方法、添付書類や緑地面積の算出に関すること

建築住宅局建築指導部建築安全課指導係(建築環境担当)
電話：078-595-6556

② 緑化計画(植物材料、緑化方法、施工等)の技術的な事項に関すること

建設局公園部魅力創造課
電話078-595-6463

第2節

緑化基準の取り扱いについて

1.用語の意味

(1) 住宅

一戸建て住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿をいいます。

(2) 基準建蔽率

建築基準法第53条の規定により定められる建蔽率をいいます。角地緩和等が適用される場合は適用後の数値を用います。

(3) 空地面積

敷地面積から当該敷地面積に基準建蔽率(建築基準法第53条の規定により定められる建蔽率をいう。)を乗じて得た面積を控除した面積をいいます。

(4) 壁面

建築物の外壁部分で地上からほぼ垂直に設置された側面をいいます。

(5) 高木

植栽時における高さが2.5m以上の樹木をいいます。

(6) 中木

植栽時における高さが1.0m以上、2.5m未満の樹木をいいます。

(7) 低木

植栽時における高さが0.3m以上、1.0m未満の樹木をいいます。

(8) 壁面緑化

建築物の壁面に緑化パネルなどの植栽基盤を直接設置し、つる性・地被植物などで緑化するもの(基盤造成型)、又は水平延長3m以上の壁面部分を1mあたり3本以上のツル性植物で緑化するものをいいます。後者の緑化方法の補助資材は、金網とヤシ繊維マット併用とします。

(9) 生垣

植栽時の地盤面からの樹木の高さが1m以上で、概ね均一な樹木を水平延長1mあたり3本以上列植し支柱等を設けているものをいいます。

(10) フェンス緑化

水平延長3m以上のフェンス等を延長1mあたり3本以上のツル性植物で緑化するものをいいます。

(11) 鉢、プランター等

植物を栽培する40リットル以上のGRC等耐久性の高い素材の容器で適切に維持管理され、かつ周辺の景観に配慮したものをいいます。

(12) 地被植物

草本(多年草)類及び植栽時における高さが0.3m未満の樹木で、地表を覆って生育する植物をいいます。

2.建築物・敷地の緑地(緑化基準第2・第3関係)

緑化基準第2及び第3に規定する建築物・敷地の緑地については、以下のとおり取り扱います。なお、建築物内(室内)での緑地は対象となりません。

(1) 植栽の基準

- ・建築物、敷地ともに、下表の緑化方法による緑化を行うものとします。
- ・建築物、敷地緑化ともに、それぞれの緑地面積の合計を算出し、必要な緑地面積を確保するものとします。
- ・それぞれの緑化方法の注意点は以下を参照してください。

■緑化方法と計上緑地面積

緑化方法	計上緑地面積	選択できる緑化区分	特記事項	
①高木・中木 中木 (樹高1.0m以上) 高木1(樹高2.5m以上) 高木2(樹高4.0m以上) 高木3(樹高5.5m以上) 高木4(樹高7.0m以上)	1本あたり 3.8m ² (直径2.2m) 1本あたり 8.0m ² (直径3.2m) 1本あたり13.8m ² (直径4.2m) 1本あたり21.2m ² (直径5.2m) 1本あたり30.1m ² (直径6.2m)	建築物・敷地	それぞれの樹冠は重複して計上できない。道路等に面する場合はその距離によって緑地面積を割増可。	
②低木	緑地面積			
③地被植物	緑地面積			
(グラスパーキング)	区画面積 (緑化率が50%未満の場合は、実緑地面積)			生育環境は特に配慮が必要。(日照条件の確保5時間/日以上)
④生垣	延長×1.7			
⑤プランター等 (容量100ℓ以上)	プランター上部の内寸面積			
⑥プランター等 (容量40ℓ以上)	基数×1m ² (上限10m ²)			上限10基。道路等に面するものに限る。
⑦太陽電池	水平投影面積×1/2			
⑧壁面緑化	植物の高さ×延長 もしくは、 補助資材の高さ (上限4m)×延長	建築物のみ		
⑨フェンス緑化(網目、格子状)	延長×フェンスの高さ (上限1.2m)	敷地のみ	上限は、敷地の全緑地面積の50%まで。	

(2) 各緑化方法解説

①高木・中木

- ・使用する樹木の規格により計上できる面積が異なります。
- ・樹冠が重ならない植栽間隔とすることが望ましく、原則として、高木の間隔は 3m以上あけてください。緑地面積からは、みなし樹冠の重複した面積及び敷地外の面積は控除します。樹冠のみなし直径はそれぞれ以下の通りとします。

■高木・中木の計上緑地面積

規格	樹高※植樹時点	計上緑地面積	みなし樹冠直径
中木	1.0m 以上	3.8m ²	2.2m
高木 1	2.5m 以上	8.0m ²	3.2m
高木 2	4.0m 以上	13.8m ²	4.2m
高木 3	5.5m 以上	21.2m ²	5.2m
高木 4	7.0m 以上	30.1m ²	6.2m

- ・低木及び地被による緑化と重複して計上できます。
- ・法面に植栽する場合は、勾配(垂直距離と水平距離の比。以下同じ。)を1:3以下としてください。
- ・竹類(竹、笹)の使用については、次項の「低木」として取り扱います。

②低木

- ・低木で覆われた面積を計上します。
- ・高木・中木の緑地面積と重複して計上することができます。
- ・植栽密度は 6 株 /m² (高さ50cm、葉張50cm以上)を基本とします。その他、樹種・規格に応じて適切な密度としてください。
- ・法面に植栽する場合は、勾配を1:1.8以下としてください。
- ・竹類(竹、笹)の使用については、「低木」として取り扱います。植栽密度については樹種・規格に応じた適切な密度としてください。

③地被植物

- ・地被植物で覆われた面積を計上します。
- ・草本を用いる場合は多年生のものを原則とします。一年生の草本を用いる場合は、維持管理、植替えの計画について検討し、施工後に裸地となることのないよう留意してください。
- ・法面に施工する場合は、原則として勾配を1:1.8以下としてください。それ以上の勾配の法面に植栽を行う場合は吹き付け工とする等、確実に緑化が可能な方法を検討してください。
- ・高木・中木の緑地面積と重複して計上することができます。
- ・張り芝を行う場合は 80% 張り以上としてください。法面に施工する場合は、勾配を 1:1.8 以下とし、必要に応じて目串等を用い、施工後にはがれないようにしてください。
- ・ポット苗を用いる場合、植栽密度は植物の種類、ポットのサイズ等規格に応じた適切な密度とし、概ね 1 年をめぐりに全面を覆うように計画してください。36株/m²以上を基本とし、タマリユウなどの成長の遅いものはそれ以上の高密度の株数が必要であり、植物の種類によって適切な植栽密度の選定が必要です。
- ・コケ類の使用も可能ですが、必ず植栽基盤を用いることとし、屋上面や板にコケ類を貼りつける等無基盤のものは緑地面積に計上できません。

(グラスパーキング)

- ・駐車区画の面積の 50% 以上を芝生等の地被植物で覆うことにより緑化することができる工法により整備する駐車区画については、地被植物で覆われていない部分を含めて駐車区画全体の面積を、地被による緑地面積として計上することができます。緑化可能な面積が 50%未満の場合は、その実緑地面積を計上します。
- ・緑化計画の届出時に、緑化率の分かるカタログ、詳細図等の資料を添付してください。

④生垣

- ・[(延長)m×1.7]m² を緑地面積として計上します。(植栽幅 0.5m、高さ 1.2m とみなします。)
- ・植栽時の高さ 1.0m 以上の樹木を用いて、列植してください。
- ・材料の規格に応じ、適当な植栽間隔としてください。原則として、1m あたり 3 本以上植栽するものとします。
- ・法面に植栽する場合は、勾配を 1:3 以下としてください。

⑤プランター等 (容量 100ℓ 以上)

- ・容量 100ℓ以上のものを使用してください。
- ・GRC等耐久性の高い素材の容器等を使用してください。
- ・植栽可能面積 (プランター等の上部の内寸面積) を計上できます。
- ・中木または高木を植栽し、樹冠下に地被等を植栽する場合は、重複して計上することができます。
- ・植栽する植物に応じ、適切な土厚を確保してください。
- ・植物材料を用いて上面全体を覆うように緑化を行ってください。植物材料には、原則として樹木や宿根草を用いてください。部分的に、一年生草本を用いても構いませんが、維持管理、植替えの計画について十分に検討し、施工後に裸地となることのないようにしてください。

⑥プランター等 (容量 40ℓ 以上)

- ・道路等の公共空間 (地上) に面する位置に配置する場合があります。原則として、敷地緑化に適用するものとしませんが、建築物の低層階等 (一般的な建築物の 2 階程度まで) で道路等の公共空間から容易に見える位置に設置することも可能とします。
- ・容量 40ℓ以上のものを用いてください。
- ・GRC等耐久性の高い素材の容器等を使用してください。
- ・1 基当たり 1m² として緑地面積に計上することができます。ただし、10 基 (10m²) を上限とします。
- ・緑化材料として、一年生草本を使用する場合は、維持管理、植替えの計画について十分に検討し、施工後に裸地となることのないようにしてください。

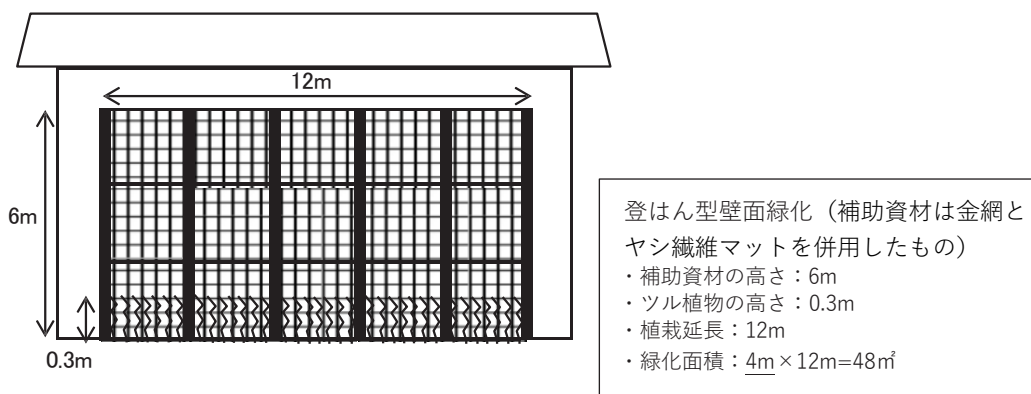
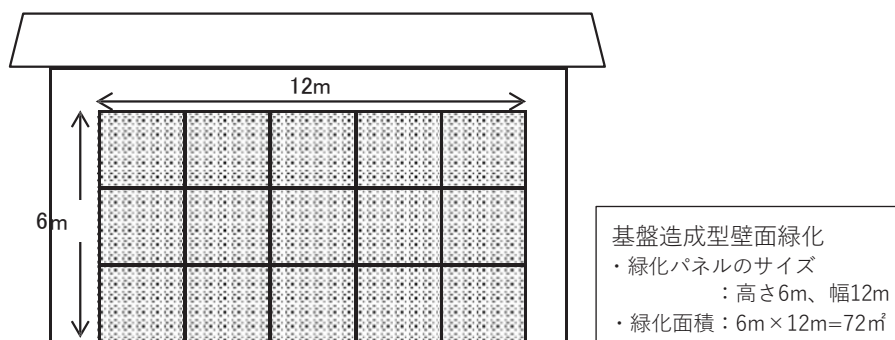
⑦太陽電池

- ・「 5.太陽電池等の取り扱いについて」(P.16) を参照してください。

⑧壁面緑化

- ・基盤造成型又は金網とヤシ繊維マットを併用した補助資材を用いる登はん型ツル植物によるものを原則とします。ただし、計画地と同様の環境で緑化実績があり、面的緑化が確実に見込めると認められるものはこの限りではありませんが、事前に公園部魅力創造課とご相談ください。
- ・植物で覆われた面積 [(植物の高さ)m×(延長)m]m² を緑地面積として計上します。補助資材を用いる場合、「植物の高さ」を「補助資材の高さ」とすることができます。ただしその高さの上限は 4m です。

■壁面緑化による緑地面積の計算例



- ・壁面緑化は、建築物の緑地面積にのみ計上することができます。
- ・早期に計画部分を覆うよう計画を立ててください。
- ・別冊の「神戸らしき緑化ガイドライン第2章 第1節 3.壁面緑化」を参考に適切な緑化方法を用いてください。
- ・植栽基盤の整備が必要です。十分な容量があればプランター等を用いることも可能です。(この場合、プランター等の緑地面積は重複して計上することはできません。)プランター等の容量は下記を目安にしてください。
- ・原則として、壁面緑化の植栽基盤部分は他の植栽面積との重複はできません。ただし、適切に生育する植栽計画と認められる場合はこの限りではありませんが、重複できるものは芝等壁面緑化の生育に影響しないものに限られます。詳しくは公園部魅力創造課とご協議してください。

■壁面緑化における土壌量の目安

壁面長さ1mあたり

壁面高 (m)	必要土壌量 (l)	土壌幅 (m)	土壌深 (m)
2	100	0.3	0.33
4	200	0.5	0.4
6	300	0.6	0.5
8	400	0.8	0.5
10	500	1	0.5

(出展)「知っておきたい壁面緑化のQ&A」鹿島出版社

- ・ツル性植物を用いる場合、植栽間隔は 1m あたり 3本以上を原則とします。
- ・基盤造成型（壁面に、パネル、マット、プランター、シート等の緑化基盤を設置して緑化するもの）の壁面緑化を用いる場合は、届出時に、構造や灌水設備が分かる詳細図、パンフレット等を添付してください。（ツル植物による壁面緑化においても、使用する補助資材によっては資料の提出が必要な場合があります。）
- ・基盤造成型の壁面緑化に限り、道路等公共空間に面して設置する場合、当該緑地面積に以下の係数を乗ずることにより割り増すことができます。

1. 道路等の境界線から壁面までの距離が6m以内の範囲に設置 1.5
2. 道路等の境界線から壁面までの距離が2m以内の範囲に設置 2.0

なお、「面する」とは道路等から容易に目視でき、構造物等に遮られていないことをいいます。



壁面緑化の割り増し適用イメージ図

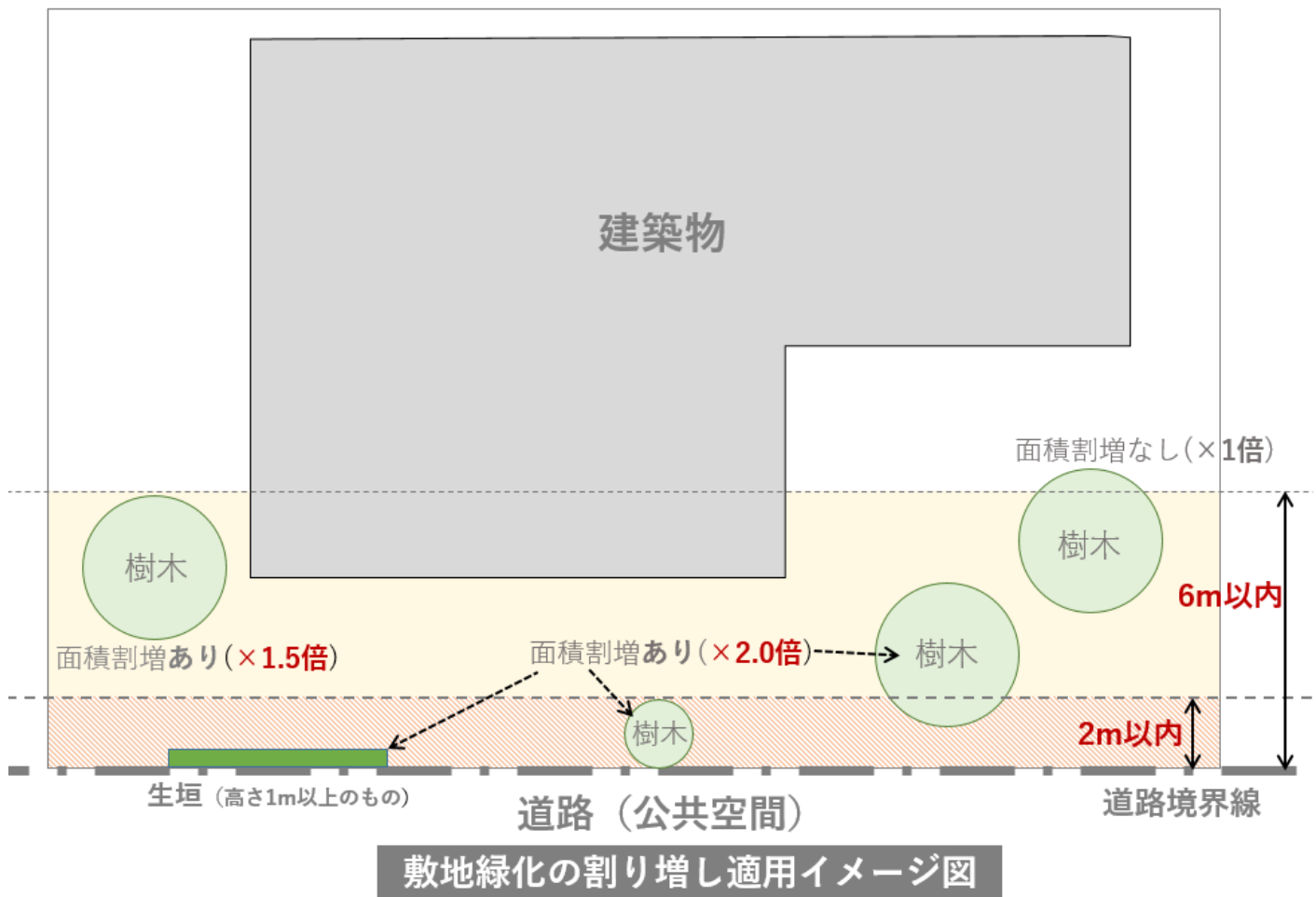
⑨フェンス緑化

- ・ツル植物等で網目または格子状のフェンスの緑化を行う場合、 $[(\text{延長})\text{m} \times 1.2]\text{m}^2$ を緑地面積として計上することができます。ただし、フェンスの高さが 1.2m に満たない場合は、 $[(\text{延長})\text{m} \times (\text{フェンスの高さ})\text{m}]\text{m}^2$ とします。
- ・「敷地の緑地」にのみ計上することができ、敷地の緑地面積の 50% を上限とします。（建物上のフェンスにおいては、十分な生長が見込めないため「建築物の緑地」には計上できません。）
- ・原則として、巻きつきタイプ（巻きひげ型、巻き葉柄型、巻きツル型）のツル植物を使用してください。植栽間隔は 1m あたり 3 本以上を標準とします。
- ・フェンス緑化の植栽基盤の部分は他の植栽面積との重複はできません。
- ・フェンスの上部まで届く長さの植物の導入と誘引を計画してください。
- ・フェンス緑化の補助資材は、経年劣化しにくい耐久性のあるものとしてください。

・フェンスの高さとは、地面からのネット最上高までの高さとし、ただし、基礎の高さは地盤面から10cm以下とし。

(3) 中木、高木又は生垣が道路等公共空間に面する場合の植栽面積の割り増し

- ・本規定は敷地の緑化に適用することができます。
 - ・生垣の樹高は、植樹時点で1m以上のものをいいます。
 - ・「面する」とは道路等から容易に目視でき、構造物等に遮られていないことをいいます。
 - ・道路等に面する植栽面積に以下の係数を乗ずることにより割り増すことができます。
 - イ.6m以内の範囲に当該植栽区分に応じたみなし樹冠の全部が含まれる場合 1.5
 - ロ.2m以内の範囲に当該植栽区分に応じたみなし樹冠の一部又は全部が含まれる場合 2.0
- みなし樹冠とは、「第2節2.(2)■高木・中木の計上緑地面積」(P.8参照)に記載のみなし樹冠直径の円をいいます。



(4) その他の留意点

① 緑化の場所について

・消防活動及び避難時において支障のない場所にしてください。

② 風致地区等緑地に関する規制区域について

・風致地区、緑地の保存区域、緑地の保全区域、緑地の育成区域、特別緑地保全地区、近郊緑地特別

保全地区においては、建築にあたりそれぞれ規制があります。事前に神戸市建設局公園部魅力創造課にて確認、協議を行ってください。

・風致地区等の規制により建蔽率に制限がかかる場合、条例の緑地面積の算定にも規制後の建蔽率を基準建蔽率として用います。

※条例に基づく緑化基準と、規制区域内の緑化基準とは異なりますので、それぞれの緑地面積の算出方法にご注意ください。

③植栽地の勾配について

・原則として、植栽地の勾配は、中木及び高木の場合は 1:3 より、低木及び地被を植栽する場合は、1:1.8 より緩くしてください。それ以上の勾配地に植栽する場合は、吹き付け、シガラの設置等、適切な工法を用いてください。

④使用する植物材料について

・原則として、特定外来生物による生態系にかかる被害の防止に関する法律に基づく「特定外来生物」及び「要注意外来生物」に該当する植物は用いないでください。(別冊緑化ガイドライン参照)

⑤既存緑地の取り扱いについて

・従前の開発等で、敷地内に既存の植栽が残っている場合は、前項までに解説する緑化区分に応じて緑地面積を計上することができます。ただし、中・高木の面積を計上する場合は、計画届及び完了届の際、樹高や樹種などがわかる全ての植栽の写真とその撮影位置及び方向を示す平面図の添付が必要です。

・敷地内に森林が存在する場合は、その面積を緑地面積(現況写真、航空写真等により緑に覆われている部分の水平投影面積でも可)として計上できます。

⑥敷地緑化基準の制定（平成 18 年 10 月 1 日）以前に、建築物の敷地であった敷地において、増改築する場合の敷地緑化基準の取扱いについて

- ・新たに増改築する建築物の建築面積から算出される空地面積に、増改築の敷地面積の割合を乗じた緑化面積と、その他の空地面積に既設の敷地緑化の割合を乗じた緑化面積の合計面積以上の緑化を行うものとします。
- ・新たに増改築する建築物の建築面積から算出される空地面積は、 $[(\text{増改築に係る建築面積}) \text{m}^2 \div (\text{基準建蔽率})] \times (1 - \text{基準建蔽率}) \text{m}^2$ によって算出します。
- ・建築工事を機会に段階的に基準に適合させ、最終的に既存建築物のすべてが更新された時点において敷地全体で緑化基準を満たせるようにするためのものです。将来を見越して、計画的に緑化するようにしてください。

3.計画開発区域について(緑化基準第4関係)

緑化基準第 4 に規定する計画開発区域は下表のとおりです。都心ウォーターフロント地区については港湾局経営課（電話 078-595-6278）、その他の地区は都市局新都市管理課（電話 078-595-6777）にお問い合わせください。

また、計画開発区域における緑地面積の算出方法及び様式への記入方法については、「第 3 節届出書類の作成例」の「3. 計画開発区域における緑化計画届の場合」（P.23）を参照してください。なお、計画開発区域における敷地の緑化に加算可能な緑地面積は、建築物緑化へ振り替えるための緑地として使用することはできません。

■神戸市の計画開発区域

名称	計画開発区域面積 [ha] (A)	全体緑地面積 [ha] (b)	全体建築物 敷地面積 [ha] (a)
ポートアイランド地区 A ※1	111	9	72
ポートアイランド地区 B ※1	179	29	106
六甲アイランド地区 A ※2	50	5	38
六甲アイランド地区 B ※2	204	43	129
神戸空港島地区	272	85	129
都心ウォーターフロント地区	190	47	143
西神住宅団地	634	94	366
西神住宅第 2 団地	415	108	223
神戸研究学園都市	303	58	187
ひよどり台第 2 期住宅団地	28	8	12
名谷団地	276	49	171
西神工業団地	275	64	172
西神第 2 工業団地	94	24	59
神戸流通業務団地	113	23	65
神戸複合産業団地	270	46	160

※1 ポートアイランド地区 A は商業地域、ポートアイランド地区 B は A 以外の計画開発区域

※2 六甲アイランド地区 A は商業地域、六甲アイランド地区 B は A 以外の計画開発区域

4.緑化が著しく困難な部分における建築物の敷地緑化の取り扱いについて(緑化基準第5関係)

緑化基準第5に規定する緑化が著しく困難な部分の面積は、緑化基準第3の空地面積から除外することができます。緑化基準第5各号の規定は、以下のとおり取り扱います。

(1) コンテナ等の取り扱い

- ・コンテナ等とは、船舶、鉄道、自動車等で貨物を輸送するためのコンテナ及びその他の輸送容器を指すほか、それらに収まらない大型貨物、バラ積み貨物等容器に入っていない貨物も含めます。
- ・搬入搬出、一時保管するとは、敷地内の屋外でコンテナ等の積み下ろしや積み込みを行うこと、また、搬出までの間コンテナ等を野積み状態にしておくことを指します。
- ・コンテナ等を取り扱う部分とは、コンテナ等を搬入搬出、一時保管するために通常利用する部分を指します。
- ・当該部分及びその面積を緑化計画図等に明示し、求積図や計算式による根拠資料も添付してください。

(2) 大型重量車両の取り扱い

- ・大型重量車両とは、自重又は総積載荷重が概ね 20t 以上の車両で、自走式、牽引式は問いません。駐車・通行する部分とは、駐車、停車、給油、整備、洗車、通行、旋回、切り返し等を行う部分を指します。大型重量車両(概ね 20t 以上)が日常のかつ頻繁に通行する業務を対象としています。
- ・庇等の建築物から突き出した部分の下を大型重量車両が駐車・通行する場合、建蔽率に算入される庇等の部分については、空地面積から控除できません。
- ・緑化計画図等に、大型重量車両の姿図及び駐車・通行する部分を明記し、求積図や計算式による根拠資料を添付してください。

(3) 運動場の取り扱い

- ・運動場の面積を空地面積から除外する場合、当該運動場の面積の 5% 以上の面積を緑化する必要があります。

(4) 構造上緑化することが著しく困難な部分の取り扱い

- ・機械式駐車場の部分や免震構造とするためのドライエリアの部分等、構造上緑化することが著しく困難な部分等で市長がやむを得ないと認める部分についても空地面積から除外できます。

5.太陽電池等の取り扱いについて(緑化基準第6関係)

緑化基準第 6 に規定する太陽電池又は露天のプール等を設置した場合、以下のとおり取り扱います。

(1) 太陽電池の取り扱い

- ・太陽電池の設置面積の50%を緑化基準第2及び第3の緑地の面積に算入できます。
- ・太陽電池の設置面積はその水平投影面積で算定します。
- ・算定方法は1枚当たりの太陽電池パネルの水平投影面積×総枚数により算出してください。

(2) 露天のプール等の取り扱い

- ・露天のプール等(建築物又は敷地に固定され恒常的に水に満たされているもので池などを含む。)を建築物に設置した場合はその面積を必要な緑化面積を算定する際、建築面積から除外することができます。敷地に設置した場合はその面積を空地面積から除外することができます。

6.建築物及び建築物の敷地の緑化の面積の相互振り替えについて(緑化基準第7関係)

緑化基準第 7 に規定する建築物及び建築物の敷地の緑地面積の相互振り替えについて、緑化基準第 2 及び第 3 に規定する緑地の面積を満たすことが困難な理由がある場合は、建築物及び建築物の敷地の緑地それぞれに必要な面積の 50%を上限として相互に振り替えることができます。なお、やむを得ない理由により、50パーセントを超えて相互に振り替える場合は、その超えた分に相当する緑地を道路等に面する位置に植栽するように努めてください。

フェンス緑化や芝生、グラスパーキングへの振り替えは将来的にも持続可能かどうか、樹種の選択、生育環境などを含めて、必要に応じて公園部魅力創造課と相談のうえ充分にご検討ください。

困難な理由については、図面等に明記してください。

7.特定工場等について(緑化基準第3関係)

特定工場等(環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)第 118 条第 2 項に規定する特定工場又は工場立地法 6 条第 1 項に規定する特定工場)については、緑化基準及び届出先が異なります。詳しくは以下にお問い合わせください。

①工場立地法に基づく特定工場

問い合わせ・届出窓口：神戸市経済観光局工業課電話 078-984-0340

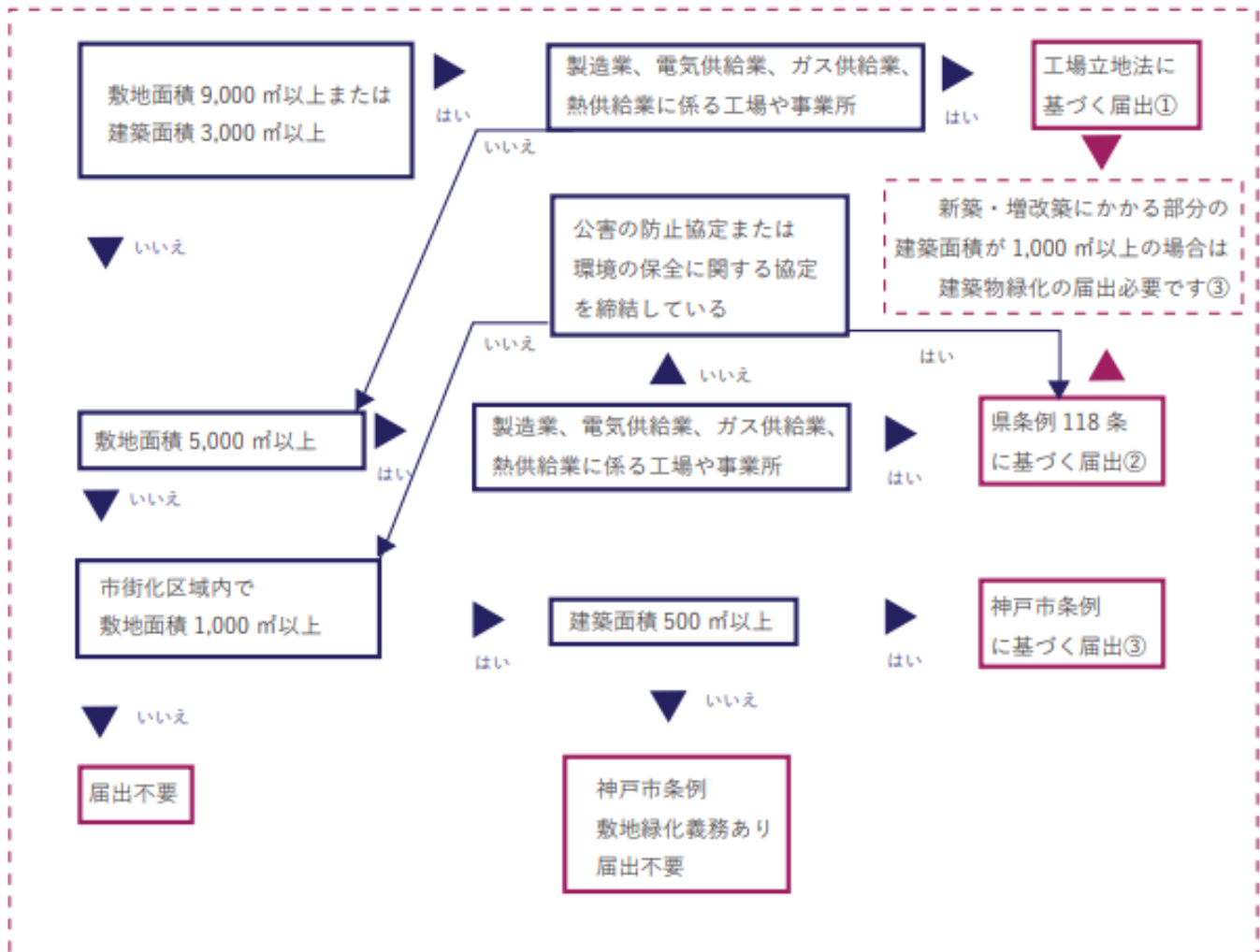
②環境の保全と創造に関する条例に基づく特定工場

問い合わせ：兵庫県 環境部 自然鳥獣共生課 電話:078-362-3318
届出窓口：神戸市 建設局 公園部魅力創造課 電話:078-595-6463

特定工場等で設置が義務づけられている敷地の緑地面積は、神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例の建築物緑化(建築面積が 1,000 m²以上の新築等)の緑地面積に振り替えることはできません。建築物緑化届出にあたっては、根拠法令ごとの緑地面積がわかる図面を添付してください。

工場等の緑化届に関するフローチャート

START



お問い合わせ先

①

工場立地法に基づく
届出について

問い合わせ・届出窓口
神戸市経済観光局工業課
☎ 078-984-0340

②

県条例 118 条
(環境の保全と創造に関する条例)
に基づく届出について

問い合わせ窓口
兵庫県環境部 自然鳥獣共生課
☎ 078-362-3318
届出窓口
神戸市建設局公園部魅力創造課
☎ 078-595-6463

③

神戸市条例
(神戸市建築物等における環境配慮の
推進に関する条例) に基づく届出について

問い合わせ・届出窓口
神戸市建築住宅局建築安全課指導係
(建築環境担当)
☎ 078-595-6556

第 3 節 届出書類の作成例

1.建築物等緑化計画届

様式第 5 号（第19条及び第20条関係）

（第 1 面）

建築物等緑化計画届（第 1 面）記入例

建築物等緑化計画（~~変更~~）届

2025 年 4 月 1 日

神戸市長 宛

届出者

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
神戸市〇区△通 1-2-3 〇ビル×階
 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
〇〇（株）代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号（078）〇〇〇 - ××××

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定により、
 { 建築物等の緑化に関する計画
~~建築物等の緑化に関する計画の変更~~ } を届け出ます。

代理者	氏 名 (株)〇〇設計事務所 代表取締役 〇〇 〇〇 住 所 神戸市 〇区 △町 4-5-6 電話番号 078 - 〇〇〇 - ×××× 担当者氏名 〇〇 〇〇 (E-mail:◇◇◇@〇.〇.jp)		
建築物等の名称	〇〇〇ビルディング		
建築物等の所在地	神戸市 〇区 △通 1-2-3		
建築物等の用途	物販店舗、事務所 (<input type="checkbox"/> 住宅等 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅等以外 <input type="checkbox"/> 特定工場等)		
工事種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	法定建蔽率 (変更届では記入不要)	80%
建築工事着手予定日 (変更届では記入不要)	2025 年 △ 月 〇 日		
緑化完了予定日	2026 年 △ 月 〇 日		

以下、変更届の場合のみ記入してください。

建築物等緑化計画届の届出日及び番号	年 月 日	第 号
変更の概要		
受付処理欄	行政特記欄	

（第2面）

建築物の(変更)緑化計画				
建築面積(A)	1,000.00㎡			
区 分	緑地の算定面積			
屋上、ベランダ等	0.00㎡			
壁 面	80.00㎡			
小 計(B)	80.00㎡			
太陽電池(C)	50.00㎡	緑地の面積に相当する面積 (D)=(C)×1/2	25.00㎡	
露天のプール等(C')	㎡	必要緑地面積算定上の建築面積 (A')=(A)-(C')	㎡	
敷地緑化との振替 増(+)-減(-)(E)	0.00㎡			
緑地の面積の合計 (F)=(B)+(D)±(E)	105.00㎡	緑地率(F)/(A)×100 ※露天のプール等がある場合、(A')を(A)に代入可能	10.5%	
植栽内訳	数量	算定面積	主な樹種等	備考
低木、地被植物等	㎡	㎡		低木、地被植物、 100ℓ以上の プランター等
中木 (2.5m > H ≥ 1.0m)	本	㎡		本数 × 3.8㎡
高木1 (4.0m > H ≥ 2.5m)	本	㎡		本数 × 8㎡
高木2 (5.5m > H ≥ 4.0m)	本	㎡		本数 × 13.8㎡
高木3 (7.0m > H ≥ 5.5m)	本	㎡		本数 × 21.2㎡
高木4 (H ≥ 7.0m)	本	㎡		本数 × 30.1㎡
壁面※基盤造成型のみ (道路等から2m以内に面するもの。)	㎡	㎡		数量×2.0
壁面※基盤造成型のみ (道路等から6m以内に面するもの。)	㎡	㎡		数量×1.5
壁面 (上記以外のもの。)	80.00㎡	80.00㎡	フッキヨウ、オククワネソテノ、 ツツギ	
生垣(H ≥ 1.0m)	m	㎡		長さ×(奥行 0.5m+高さ1.2m)
プランター(40ℓ以上)	個	㎡		道路等に面するも のに限る。
合計(B)		80.00㎡		

(第3面)

建築物の敷地の(変更)緑化計画

		敷地面積 (m ²) (A)	空地 面積 (m ²) (B)	除外 面積 (m ²) ※1 (C)	植栽 面積 (m ²) (D)	太陽電池 設置面積 (m ²) (E)	建築物緑化の 面積との振替 増(+)-減(-) (m ²) (F)	緑地の面積 の合計 (m ²) (G) =D)+(E)/2±F	緑地率 (G)/(B-C)×100
※2		4,000.00 ()	800.00 ()	0.00	419.00 ()	0.00	0.00	419.00 ()	52.3% %
※3	合計								%
	運動場 以外	()	()		()		()	()	%
	運動場								%

() 部分は、計画開発区域における加算可能な緑地面積を記入すること。

植栽内訳		数量	算定面積	主な樹種等	備考
	低木、地被植物等	300.00m ²	300.00m ²	サツキツツジ、ヒラドツツジ、リュウヒゲ	低木、地被植物、100ℓ以上のプランター等
道路等から10m以内の範囲	中木(2.5m > H ≥ 1.0m)	本	m ²		本数×3.8m ² ×2.0
	高木1(4.0m > H ≥ 2.5m)	本	m ²		本数×8m ² ×2.0
	高木2(5.5m > H ≥ 4.0m)	本	m ²		本数×13.8m ² ×2.0
	高木3(7.0m > H ≥ 5.5m)	本	m ²		本数×21.2m ² ×2.0
	高木4(H ≥ 7.0m)	本	m ²		本数×30.1m ² ×2.0
	生垣(H ≥ 1.0m)	m	m ²		長さ×(奥行き0.5m+高さ1.2m)×2.0
道路等から10m以内の範囲	中木(2.5m > H ≥ 1.0m)	本	m ²		本数×3.8m ² ×1.5
	高木1(4.0m > H ≥ 2.5m)	3本	36.00m ²	アラカシ、ロハモミジ	本数×8m ² ×1.5
	高木2(5.5m > H ≥ 4.0m)	本	m ²		本数×13.8m ² ×1.5
	高木3(7.0m > H ≥ 5.5m)	本	m ²		本数×21.2m ² ×1.5
	高木4(H ≥ 7.0m)	本	m ²		本数×30.1m ² ×1.5
	生垣(H ≥ 1.0m)	m	m ²		長さ×(奥行き0.5m+高さ1.2m)×1.5
上記以外の位置	中木(2.5m > H ≥ 1.0m)	本	m ²		本数×3.8m ²
	高木1(4.0m > H ≥ 2.5m)	4本	32.00m ²	アラカシ、ロハモミジ	本数×8m ²
	高木2(5.5m > H ≥ 4.0m)	本	m ²		本数×13.8m ²
	高木3(7.0m > H ≥ 5.5m)	本	m ²		本数×21.2m ²
	高木4(H ≥ 7.0m)	本	m ²		本数×30.1m ²
	生垣(H ≥ 1.0m)	30.0m	51.00m ²	バコパ、ヒメ	長さ×(奥行き0.5m+高さ1.2m)
	グラスパーキング※4	m ²	m ²		
	フェンス緑化	m	m ²		長さ×高さ1.2m
	プランター(40ℓ以上)	個	m ²		道路等に面するものに限る。
合計(D)			419.00m ²		

2.学校等の敷地における緑化計画届の場合

緑化基準第5に基づき、学校等における運動場の面積は緑化が著しく困難な部分として空地面積から除外することができますが、当該運動場の面積の5%以上の面積を緑化する必要があります。この際、第3面は以下のように記入します。

建築物等緑化計画届（第3面）記入例

建築物の敷地の(変更)緑化計画 (第3面)

		敷地面積 (m ²) (A)	空地 面積 (m ²) (B)	除外 面積 (m ²) ※1 (C)	植栽 面積 (m ²) (D)	太陽電池 設置面積 (m ²) (E)	建築物緑化の 面積との振替 増(+)-減(-) (m ²) (F)	緑地の面積の 合計 (m ²) (G) = (D) + ((E)/2) ± (F)	緑地率 (G)/(B-C) × 100
※2		()	()		()			()	
※3	合計	30,000.0	12,000.0	0.00	1,519.00	0.00	0.00	1,519.00	50.9%
	運動場以外	20,000.0	2,000.0		1,019.00		0.00	1,019.00	
	運動場	10,000.0			500.00		0.00	500.00	5.0%

() 部分は、計画開発区域における加算可能な緑地面積を記入すること。

		植栽内訳	数量	算定面積	主な樹種等	備考
		低木、地被植物等	500.00m ²	500.00m ²	〇〇〇	低木、地被植物、 100φ以上の プランター等
道路等から 2m以内の範囲		中木(2.5m > H ≥ 1.0m)	本	m ²		本数×3.8m ² ×2.0
		高木1(4.0m > H ≥ 2.5m)	本	m ²		本数×8m ² ×2.0
		高木2(5.5m > H ≥ 4.0m)	本	m ²		本数×13.8m ² ×2.0
		高木3(7.0m > H ≥ 5.5m)	本	m ²		本数×21.2m ² ×2.0
		高木4(H ≥ 7.0m)	本	m ²		本数×30.1m ² ×2.0
		生垣(H ≥ 1.0m)	m	m ²		長さ×(奥行き0.5m +高さ1.2m)×2.0
道路等から 2m以上の範囲		中木(2.5m > H ≥ 1.0m)	本	m ²		本数×3.8m ² ×1.5
		高木1(4.0m > H ≥ 2.5m)	本	m ²		本数×8m ² ×1.5
		高木2(5.5m > H ≥ 4.0m)	本	m ²		本数×13.8m ² ×1.5
		高木3(7.0m > H ≥ 5.5m)	本	m ²		本数×21.2m ² ×1.5
		高木4(H ≥ 7.0m)	本	m ²		本数×30.1m ² ×1.5
		生垣(H ≥ 1.0m)	m	m ²		長さ×(奥行き0.5m +高さ1.2m)×1.5
上記以外の 位置		中木(2.5m > H ≥ 1.0m)	80本	304.00m ²	〇〇〇	本数×3.8m ²
		高木1(4.0m > H ≥ 2.5m)	本	m ²		本数×8m ²
		高木2(5.5m > H ≥ 4.0m)	30本	414.00m ²	〇〇〇	本数×13.8m ²
		高木3(7.0m > H ≥ 5.5m)	本	m ²		本数×21.2m ²
		高木4(H ≥ 7.0m)	10本	301.00m ²	〇〇〇	本数×30.1m ²
		生垣(H ≥ 1.0m)	m	m ²		長さ×(奥行き0.5m +高さ1.2m)
	ガラスパーキング※4		m ²	m ²		
	フェンス緑化		m	m ²		長さ×高さ1.2m
	プランター(40φ以上)		個	m ²		道路等に面するもの に限る。
		合計(D)		1,519.00m ²		

3.計画開発区域における緑化計画届の場合

緑化基準第4に基づき、計画的に開発された一定の区域については、区域全体で設けている緑地を、届出に係る建築物の敷地緑地として一定割合加算することができます。

計算式は以下となります。

○当該建築物の敷地で加算可能な全体緑地面積 (M)
敷地面積 [ha]×(全体緑地面積 (b)[ha]/全体建築物敷地面積 (a)[ha])=M[ha]
(小数点以下5位を四捨五入し小数点以下4位止めとしてください。)
M[ha]→M[m²]

○当該建築物の緑地加算後の敷地面積
(K)敷地面積 +M=K[m²]

○当該建築物の緑地を加算した敷地における空地面積 (P)
K×(1-基準建蔽率)=P[m²]

○当該建築物の緑地を加算した敷地の緑地率 (Q)
(緑地面積 +M)/P×100=Q[%]

「神戸流通業務団地」における計算例を以下に示します。

○当該建築物の敷地で加算可能な全体緑地面積
0.895423[ha]×(23[ha]/65[ha])=0.3168[ha]
(小数点以下5位を四捨五入し小数点以下4位止めとしてください。)
0.3168[ha]→3,168.00[m²]

○当該建築物の緑地加算後の敷地面積
8,954.23+3,168.00=12,122.23[m²]

○当該建築物の緑地を加算した敷地における空地面積
12,122.23×(1-0.6)=4,848.89[m²]

○当該建築物の緑地を加算した敷地の緑地率
(210+3,168.00)/4,848.89×100=69.6[%]

この際、第3面は次頁のように記入します。

(第3面)

建築物の敷地の(変更)緑化計画

		敷地面積 (m ²) (A)	空地 面積 (m ²) (B)	除外 面積 (m ²) ※1 (C)	植栽 面積 (m ²) (D)	太陽電池 設置面積 (m ²) (E)	建築物緑化の 面積との振替 増(+)-減(-) (m ²) (F)	緑地の面積の 合計 (m ²) (G) =(D)+(E)/2±(F)	緑地率 (G)/(B-(C))×100
※2		8,954.23	3,581.69	0.00	210.00	0.00	0.00	210.00	5.5%
		8,954.23 + 3,168.00 (12,122.23)	(4,848.89)		210.00 + 3,168.00 (3,378.00)			(3,378.00)	69.6%
※3	合計								
	運動場 以外	()	()		()			()	
	運動場								

() 部分は、計画開発区域における加算可能な緑地面積を記入すること。

		植栽内訳	数量	算定面積	主な樹種等	備考
道路等から2m以内の面積		低木、地被植物等	16.00m ²	16.00m ²	〇〇〇	低木、地被植物、 100ℓ以上の プランター等
		中木(2.5m > H ≥ 1.0m)	本	m ²		本数×3.8m ² ×2.0
		高木1(4.0m > H ≥ 2.5m)	本	m ²		本数×8m ² ×2.0
		高木2(5.5m > H ≥ 4.0m)	本	m ²		本数×13.8m ² ×2.0
		高木3(7.0m > H ≥ 5.5m)	本	m ²		本数×21.2m ² ×2.0
		高木4(H ≥ 7.0m)	本	m ²		本数×30.1m ² ×2.0
		生垣(H ≥ 1.0m)	m	m ²		長さ×(奥行き0.5m +高さ1.2m)×2.0
道路等から6m以内の面積		中木(2.5m > H ≥ 1.0m)	本	m ²		本数×3.8m ² ×1.5
		高木1(4.0m > H ≥ 2.5m)	本	m ²		本数×8m ² ×1.5
		高木2(5.5m > H ≥ 4.0m)	本	m ²		本数×13.8m ² ×1.5
		高木3(7.0m > H ≥ 5.5m)	本	m ²		本数×21.2m ² ×1.5
		高木4(H ≥ 7.0m)	本	m ²		本数×30.1m ² ×1.5
		生垣(H ≥ 1.0m)	m	m ²		長さ×(奥行き0.5m +高さ1.2m)×1.5
上記以外の位置		中木(2.5m > H ≥ 1.0m)	5本	19.00m ²	〇〇〇	本数×3.8m ²
		高木1(4.0m > H ≥ 2.5m)	本	m ²		本数×8m ²
		高木2(5.5m > H ≥ 4.0m)	5本	69.00m ²	〇〇〇	本数×13.8m ²
		高木3(7.0m > H ≥ 5.5m)	5本	106.00m ²	〇〇〇	本数×21.2m ²
		高木4(H ≥ 7.0m)	本	m ²		本数×30.1m ²
		生垣(H ≥ 1.0m)	m	m ²		長さ×(奥行き0.5m +高さ1.2m)
		グラスパーキング※4	m ²	m ²		
		フェンス緑化	m	m ²		長さ×高さ1.2m
		プランター(40ℓ以上)	個	m ²		道路等に面するもの に限る。
		合計(D)		210.00m ²		

- ※1 コンテナ等を取り扱う部分、大型重量車両（自重又は総積載荷重が20トン以上の車両をいう。）通行部分等の面積をいいます。なお、敷地に設置する露天のプール等も含まれます。
- ※2 学校、社会福祉施設及び教育施設（施設の形状が学校に類するものに限る。以下同じ。）以外の場合に使用してください。
- ※3 学校、社会福祉施設及び教育施設の場合に使用してください。
- ※4 「グラスパーキング」の数量欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

計画開発区域における緑化の場合

計画開発区域名	神戸流通業務団地
計画開発区域面積	113 ha
全体緑地面積	23 ha
全体建築物敷地面積	65 ha
当該敷地に加算可能な緑地面積	3,168 m ²

4. コンテナ等を取り扱う敷地における緑化計画届の場合

緑化基準第5に基づき、コンテナ等の緑化が著しく困難な部分の面積は空地面積から除外することができます。この際、第3面は以下のように記入します。

建築物等緑化計画届（第3面）記入例

（第3面）

建築物の敷地の(変更)緑化計画

		敷地面積 (m ²) (A)	空地 面積 (m ²) (B)	除外 面積 (m ²) ※1 (C)	植栽 面積 (m ²) (D)	太陽電池 設置面積 (m ²) (E)	建築物緑化の 面積との振替 増(+)-減(-) (m ²) (F)	緑地の面積 の合計 (m ²) (G) =D+(E)/2±F	緑地率 (G)/(B-C)×100
※2		8,000.00 ()	3,200.00 ()	2,000.00	720.00 ()	160.00	0.00	800.00 ()	66.6% %
※3	合計								
	運動場以 外	()	()		()			()	
	運動場								

() 部分は、計画開発区域における加算可能な緑地面積を記入すること。

植栽内訳		数量	算定面積	主な樹種等	備考
	低木、地被植物等	500.00m ²	500.00m ²	〇〇〇	低木、地被植物、 100ℓ以上の プランター等
道路等から2m 以内に面する	中木(2.5m > H ≥ 1.0m)	本	m ²		本数×3.8m ² ×2.0
	高木1(4.0m > H ≥ 2.5m)	本	m ²		本数×8m ² ×2.0
	高木2(5.5m > H ≥ 4.0m)	本	m ²		本数×13.8m ² ×2.0
	高木3(7.0m > H ≥ 5.5m)	本	m ²		本数×21.2m ² ×2.0
	高木4(H ≥ 7.0m)	本	m ²		本数×30.1m ² ×2.0
	生垣(H ≥ 1.0m)	m	m ²		長さ×(奥行0.5m +高さ1.2m)×2.0

道路等から5.0m以内の面積	中木(2.5m > H ≥ 1.0m)	本	m ²		本数×3.8m ² ×1.5
	高木1(4.0m > H ≥ 2.5m)	本	m ²		本数×8m ² ×1.5
	高木2(5.5m > H ≥ 4.0m)	本	m ²		本数×13.8m ² ×1.5
	高木3(7.0m > H ≥ 5.5m)	本	m ²		本数×21.2m ² ×1.5
	高木4(H ≥ 7.0m)	本	m ²		本数×30.1m ² ×1.5
	生垣(H ≥ 1.0m)	m	m ²		長さ×(奥行き0.5m+高さ1.2m)×1.5
上記以外の位置	中木(2.5m > H ≥ 1.0m)	30本	114.00m ²	〇〇〇	本数×3.8m ²
	高木1(4.0m > H ≥ 2.5m)	本	m ²		本数×8m ²
	高木2(5.5m > H ≥ 4.0m)	本	m ²		本数×13.8m ²
	高木3(7.0m > H ≥ 5.5m)	5本	106.00m ²	〇〇〇	本数×21.2m ²
	高木4(H ≥ 7.0m)	本	m ²		本数×30.1m ²
	生垣(H ≥ 1.0m)	m	m ²		長さ×(奥行き0.5m+高さ1.2m)
	グラスパーキング※4	m ²	m ²		
	フェンス緑化	m	m ²		長さ×高さ1.2m
	プランター(40ℓ以上)	個	m ²		道路等に面するものに限る。
合計(D)			720.00m ²		

※1 コンテナ等を取り扱う部分、大型重量車両（自重又は総積載荷重が20トン以上の車両をいう。）通行部分等の面積をいいます。なお、敷地に設置する露天のプール等も含まれます。

※2 学校、社会福祉施設及び教育施設（施設の形状が学校に類するものに限る。以下同じ。）以外の場合に使用してください。

※3 学校、社会福祉施設及び教育施設の場合に使用してください。

※4 「グラスパーキング」の数量欄には、駐車区画である部分のみの計画について記入してください。

計画開発区域における緑化の場合

計画開発区域名	
計画開発区域面積	ha
全体緑地面積	ha
全体建築物敷地面積	ha
当該敷地に加算可能な緑地面積	m ²

第4節

計画・施工上の留意点

- ・別冊の神戸らしい緑化ガイドライン「第2章 緑化の計画にあたって」を参照してください。
- ・条例に基づく緑化において、特に注意する点は下記のとおりです。

1. 植栽地の土壌について

- ・良質土（植栽に適した土壌、もしくは開発時に保全した表土）としてください。マサ土による客土を原則とします。客土厚は右表のとおりです。
- ・人工地盤を用いる場合は、計画の届出時に、植栽する規格の植物の生育が可能であることを確認できるパンフレット等の資料を添付してください。

■客土厚

高木（C=30cm以下）	60cm
中木	50cm
低木	40cm
地被（草本）	20cm
ツル植物（計画高さ6m以下）	40cm

2. 土壌改良資材の使用

- ・植物の規格に応じ、植穴容量の20%を標準に土壌改良資材を植栽土壌と混合してください。現地土または客土が植栽に適した土壌であれば必要ありません。ただし、土壌調査は必要です。
 - ・真砂土はそのままでは植栽土壌として適していないので土壌改良材の混合が必要です。
 - ・土壌改良資材は、原則としてバーク堆肥と発泡材を容積比率1対2の割合で混合したもの（混合(B)）を用いてください。ただし、発泡材は、客土の透水性が良い場合は真珠岩系パーライトを、透水性及び通気性が悪い場合は黒曜石系パーライトを用いるものとします。
 - ・土壌改良資材による改良は、植物の規格に応じた植穴サイズの範囲を原則とします。
- ※標準的な植穴サイズ、土壌改良資材の使用量は下表を参照してください。

3. 支柱の設置

- ・植物の規格に応じた支柱を取り付けてください。
- ※標準的な支柱の形式は下表を参照してください。

■標準的な植穴のサイズ、土壌改良資材必要量、支柱

区分	規格	植穴径 (cm)	植穴深 (cm)	土壌改良材			支柱
				混合B (リットル)	(内訳) バーク堆肥 (リットル)	(内訳) 発泡材 (リットル)	
低木	H<30cm	29	23	3	1.000	2.000	不要
	30≦H<50	33	26	4	1.333	2.667	不要
	50≦H<80	37	28	5	1.666	3.334	不要
	80≦H<100	41	31	7	2.333	4.667	不要
中木	100≦H<150cm	46	35	10	3.333	6.667	1本支柱(生垣の場合は布掛支柱)
	150≦H<200	54	40	15	5.000	10.000	1本支柱(生垣の場合は布掛支柱)
	200≦H<250	61	46	22	7.333	14.667	1本支柱(生垣の場合は布掛支柱)
	250≦H<300	69	51	31	10.333	20.667	1本支柱(生垣の場合は布掛支柱)
高木	C<15cm	75	40	20	6.666	13.334	2脚鳥居
	15≦C<20	87	46	40	13.333	26.667	2脚鳥居
	20≦C<25	99	53	70	23.333	46.667	2脚鳥居又は3本支柱(ハツ掛)
	25≦C<30	111	59	100	33.333	66.667	2脚鳥居又は3本支柱(ハツ掛)
	30≦C<35	117	62	110	36.666	73.337	2脚鳥居又は3本支柱(ハツ掛)
	35≦C<45	141	75	190	63.333	126.667	2脚鳥居又は3本支柱(ハツ掛)
	45≦C<60	171	90	310	103.333	206.667	2脚鳥居又は3本支柱(ハツ掛)
	60≦C<75	207	109	480	160.000	320.000	4脚合掌型又は3本支柱(ハツ掛)
75≦C<90	243	128	670	223.333	446.667	4脚合掌型又は3本支柱(ハツ掛)	

※地被やツル植物の場合は、客土量の20%土壌改良資材を使用するのを原則とする。

※植え込み時には、植穴径、植穴深さの範囲で、十分に土壌改良資材と客土を混合してください。

4. 施工写真

完了状況の写真は、完了検査において必要となるものです。下記の表を参考に、完了状況が分かりやすく把握できるよう撮影してください。また、良好な植栽工事を証するため、施工状況の記録にも努めてください。

■ 施工写真撮影要領

項目		撮影頻度	備考
完了状況	全景	全景	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽の全景が把握できること。 ・緑地が広大な場合、数箇所にまたがる場合などは、複数枚に分けて撮影すること。 ・撮影位置図を添付すること。（撮影方向も記載） ・中木、高木の植栽本数が把握できること。 ・ツル植物（壁面緑化・フェンス緑化）の植栽間隔、高さが把握できること。 ・吹き付けの場合は、全体の発芽状況が分かること。 ・太陽電池の設置状況が分かること。（仕様（寸法）と枚数を確認できる出荷証明書などを添付すること。）
	植物の規格（高さ）	①樹木の種類ごとに1枚以上 ②つる植物の種類ごとに1枚以上（補助資材を使用していない場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・標尺、メジャー等をあてて、寸法が判別できること。（計画値と実測値を黒板等に明記）
施工状況	客土厚	①樹木：種類ごとに1枚以上 ②地被、壁面緑化：それぞれ1箇所以上	<ul style="list-style-type: none"> ・標尺、メジャー等をあてて、寸法が判別できること（計画値と実測値を黒板等に明記）。土壤改良材の現場入荷袋数及び使用後の空袋数が分かること。
	土壤改良資材の使用		<ul style="list-style-type: none"> ①樹木：バケツ、量り等を用いて、使用量が判別できること。計画値と実測値を黒板等に明記すること。 ②地被、壁面緑化：混入状況が分かること。

■ 写真撮影例



全景



植物の規格（高木の高さ）



客土厚



土壤改良資材の使用量



土壤改良資材の混入状況

5. 完了検査について

- ・完了検査は、原則として完了届と写真により書面で行います。
- ・書類により状況が確認できない場合は、現地検査又は写真提出等による状況報告を求めることがあります。

第 5 節

緑化後の維持管理

- ・整備された植栽は、建築の必要条件として設けられたものです。対象の建物が存在する限り、適切な灌水、除草、剪定、刈込等の管理作業を行い、整備時以上の状態を維持してください。別冊の神戸らしい緑化ガイドライン「第 2 章 第 3 節 緑地の維持管理」を参考に、適切な整備計画を立ててください。
- ・地被、プランター等において草本を使用する場合は施工後に裸地となることのないよう、特に入念な維持管理に努めるとともに、適切な植替えの計画を立ててください。
- ・枯損した場合は計画時以上の緑地面積が確保されるよう植え替えを行ってください。
- ・万が一、敷地内の土地利用の変更等により、植栽の変更が必要となる場合も、他の場所に同様の植栽を行う等して、緑地面積を確保してください。

第 6 節

関係法令等

1.神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例 抜粋

平成 24 年 3 月 30 日神戸市条例第 45 号

第 3 章 建築物等における緑化の推進

(緑化基準の策定及び公表)

第 22 条 市長は、潤いと安らぎのある豊かな都市空間の整備を図るため、建築物等の緑化に関する基準(以下「緑化基準」という。)を定め、これを公表するものとする。

(都市における建築物等の緑化)

第 23 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条第 1 項の規定による市街化区域(以下「市街化区域」という。)内の建築物等の所有者又は管理者は、緑化基準に従い、当該建築物等を緑化しなければならない。

2 市街化区域内において規則で定める規模の建築物の新築、改築又は増築をしようとする者は、緑化基準に従い、当該建築物及びその敷地(環境の保全と創造に関する条例(平成 7 年兵庫県条例第 28 号。以下「県条例」という。)第 118 条第 2 項に規定する特定工場等又は工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)第 6 条第 1 項に規定する特定工場の用に供する建築物の新築、改築又は増築をしようとする者)にあっては、当該建築物)の緑化に関する計画を作成して、規則で定めるところにより、これを市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る規則で定める事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(緑化の完了の届出)

第 24 条 前条第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る緑化に関する計画に基づく緑化が完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日後の範囲において規則で定める日までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(緑化の指導等)

第 25 条 市長は、市街化区域内の建築物等の所有者又は管理者に対し、当該建築物等の緑化に関して、潤いと安らぎのある豊かな都市空間の整備のため必要があると認めるときは、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る緑化について、緑化基準への適合が不十分であると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な指導又は助言を行うことができる。

(緑化の届出に関する勧告)

第 26 条 市長は、第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行わずにこれらの規定による届出を要する行為に着手した者に対して、当該届出をすべきことを勧告することができる。

2 市長は、第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定による届出を行った者が、前条第 2 項の規定による指導又は助言に従わず、かつ、当該届出に係る緑化について、緑化基準への適合が著しく不

分であると認めるときは、当該届出を行った者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(国等に関する特例)

第 27 条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第 23 条から前条までの規定は、適用しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、当該行為をしようとするときは、第 23 条第 2 項及び第 3 項の規定による届出の例により市長にその旨を通知するものとする。

第 4 章 補則

(検査)

第 28 条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築物等又は建築工事現場に立ち入り、建築物等その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(違反事業者名等の公表)

第 29 条 市長は、第 13 条の規定による勧告に従わない特定建築主、第 21 条の規定による勧告に従わない特定集合住宅建築主等又は第 26 条の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名又は名称を公表することができる。

2.神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例施行規則 抜粋

平成 24 年 6 月 28 日神戸市規則第 13 号
改正 平成 29 年 4 月 17 日規則 2 号

(緑化に関する計画の届出を要する建築物の規模)

第 18 条 条例第 23 条第 2 項に規定する規則で定める規模は、次の各号に掲げる行おうとする行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模（環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 118 条第 2 項に規定する特定工場等又は工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 6 条第 1 項に規定する特定工場の用に供する建築物の新築にあっては建築面積 1,000 平方メートル以上、その改築又は増築にあっては当該建築物の建築面積のうち改築又は増築に係る部分の建築面積 1,000 平方メートル以上）とする。

- (1) 新築 敷地面積 1,000 平方メートル以上、かつ、建築面積（同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それらの建築面積の合計。以下この条において同じ。）500 平方メートル以上
- (2) 改築 敷地面積 1,000 平方メートル以上、かつ、建築面積のうち改築に係る部分の建築面積の合計が 500 平方メートル以上
- (3) 増築 敷地面積 1,000 平方メートル以上、かつ、建築面積のうち増築に係る部分の建築面積の合計が 500 平方メートル以上

(建築物等の緑化に関する計画の届出)

第19条 条例第23条第2項の規定に基づく届出は、様式第5号による建築物等緑化計画届によらなければならない。

2 前項の建築物等緑化計画届には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 附近見取図
- (2) 配置図
- (3) 屋上平面図
- (4) 立面図
- (5) 緑化計画図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める図書

3 条例第23条第2項の規定に基づく届出は、当該届出の対象となる建築物について次に掲げる行為を行う前になされなければならない。

- (1) 法第6条第1項の規定による確認の申請書の提出
- (2) 法第6条の2第1項の規定による確認の申請

(建築物等の緑化に関する計画の届出事項に係る変更の届出)

第20条 条例第23条第3項の規定に基づく届出は、様式第5号による建築物等緑化計画変更届によらなければならない。

2 条例第23条第3項に規定する規則で定める事項は、建築物等緑化計画届に記載された事項とする。

3 建築物等緑化計画届に記載された事項の変更に伴い前条第2項各号に掲げる図書の変更が生じる場合においては、前項の建築物等緑化計画変更届に、変更後の当該図書を添付しなければならない。

4 条例第23条第3項に規定する規則で定める軽微な変更は、緑地の面積の増加とする。

(緑化の完了の届出)

第21条 条例第24条の規定に基づく届出は、様式第6号による建築物等緑化計画完了届によらなければならない。

2 前項の建築物等緑化計画完了届には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 緑化が完了した後の状況を示す配置図又は平面図
- (2) 緑化が完了した後の状況を示す写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める図書

3 条例第24条に規定する規則で定める日は、緑化が完了した日から起算して15日を経過した日とする。

3.神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例第22条の規定による建築物等の緑化に関する基準(緑化基準)

平成 24 年 6 月 28 日

神戸市告示第 271 号 (平成27年7月1日施行)

改正 平成 29 年 4 月 17 日

告示 37 号 (平成30年6月1日施行)

改正 令和 6 年 10 月 1 日

告示 341 号 (令和7年4月1日施行)

第1 用語の定義

- 1 高木 植栽時における高さが2.5メートル以上の樹木をいう。
- 2 中木 植栽時における高さが1メートル以上、2.5メートル未満の樹木をいう。
- 3 低木 植栽時における高さが0.3メートル以上1メートル未満の樹木をいう。
- 4 壁面緑化 建築物の水平延長3メートル以上の壁面部分を長さ1メートルあたり3本以上のツル性植物で緑化するもの、又は壁面に植栽基盤を設置し、地被植物などで緑化するもの(以下、「基盤造成型」という。)をいう。
- 5 生垣 植栽時の地盤面からの樹木の高さが1メートル以上で、概ね均一な樹木を長さ1メートルあたり3本以上列植し支柱等を設けているものをいう。
- 6 フェンス緑化 長さ3メートル以上のフェンス等を長さ1メートルあたり3本以上のツル性植物で緑化するものをいう。
- 7 鉢・プランター等 植物を栽培する40リットル以上の容器で、適切に維持管理され、かつ周辺の景観に配慮したものをいう。
- 8 空地面積 敷地面積から当該敷地面積に基準建蔽率(建築基準法第53条の規定により定められる建蔽率をいう。)を乗じて得た面積を控除した面積をいう。
- 9 住宅 一戸建て住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿をいう。

第2 建築物の緑化基準

建築物の緑化基準は、次の表のとおりとする。

建築物の区分		緑地の面積	緑地の面積として算入する部分
1	新築に係る建築物でその建築面積が1,000平方メートル以上であるもの	建築面積の5パーセント以上とすること。	次の(1)から(7)に掲げる面積の合計とする。 (1)地被植物等で被われている面積 (2)高木1本を樹高7メートル以上の場合 30.1平方メートルとして、樹高5.5メートル以上7メートル未満の場合 21.2平方メートルとして、樹高4メートル以上5.5メートル未満の場合 13.8平方メートルとして、樹高2.5メートル以上4メートル未満の場合 8.0平
2	改築又は増築に係る建築物で改築又は増築に係る部分の建築面積が1,000平方メートル以上であるもの	改築又は増築に係る部分の建築面積の5パーセント以上とすること。	
3	既設の建築物でそ	建築面積の5パー	

第3 建築物の敷地の緑化基準

建築物の敷地の緑化基準は、次の表のとおりとする。

敷地の区分		緑地の面積	緑地の面積として 算入する部分
1	住宅の敷地で敷地面積が1,000平方メートル以上	新築，改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	次の(1)から(7)に掲げる面積の合計とする。 (1) 地被植物等で被われている面積 (2) 高木1本を樹高7メートル以上の場合 30.1平方メートルとして、樹高5.5メートル以上7メートル未満の場合 21.2平方メートルとして、樹高4メートル以上5.5メートル未満の場合 13.8平方メートルとして、樹高2.5メートル以上4メートル未満の場合 8.0平方メートルとして換算するみなし樹冠面積 (3) 中木1本を 3.8平方メートルとして換算するみなし樹冠面積 (4) 低木で被われている面積 (5) 生垣の面積 (6) フェンス緑化の面積 (7) 鉢・プランター等の面積
2	であるもの	既設の建築物の敷地の場合	
3	建築物（住宅、特定工場等及び工場立地法第6条第1項に規定する特定工場を除く。）の敷地で敷地面積が1,000平方メートル以上であるもの	新築，改築又は増築に係る建築物の敷地の場合	空地面積の50パーセント以上とすること。
4		既設の建築物の敷地の場合	

備考

- 1 駐車区画の面積の50パーセント以上を芝生等の地被植物で被う工法により緑化することができる場合、整備する駐車区画については、地被植物で被われていない部分を含めて駐車区画全体の面積を緑地の面積とみなす。
- 2 フェンス緑化の面積は、植栽にかかるフェンス等の長さに高さを1.2メートルとして乗じた面積（敷地における緑地の面積の1/2を上限とする。ただし、第7第1項を適用する場合についてはこの限りではない。）とする。ただし、フェンスの高さが1.2メートル以下であるときについては、面積の算定にかかる高さは、1.2メートルまたはフェンスの高さのうち低い方をその高さとしみなす。
- 3 道路等に面する中木は、（生垣を含む。）又は高木のみなし樹冠面積は、当該面積に道路等の境界線からの距離に応じた以下の係数を乗じて得た値を緑地の面積に算入できるものとする。
 - (1) 6メートル以内の範囲にのみなし樹冠の全部が含まれる場合 1.5
 - (2) 2メートル以内の範囲にのみなし樹冠の一部又は全部が含まれる場合 2.0
- 4 緑地の面積として算入する部分については、(1)から(7)までに掲げる面積の合計とするが、(2)高木と(3)中木のみなし樹冠面積は重複しないものとする。
- 5 住宅の用途及び建築物（住宅、特定工場等及び工場立地法第6条第1項に規定する特定工場を除く。）の用途に供する建築物については、それぞれの用途に供する部分の床面積のうち過半の床面積を占める部分の用途を当該建築物の用途としみなし、敷地の区分を適用する。
- 6 建築物を改築又は増築する場合の空地面積については、緑地基準第1第8項の規定中「敷地面積」を「改築又は増築に係る建築面積を、基準建蔽率で除した面積」（以下、「改築又は増築に見合う敷地面積」という。）と読み替えて算定した面積とする。ただし、建築物の敷地の緑化基準が適用される以前に建築された建築物を改築又は増築する場合に限る。
- 7 第2の備考4、5、7、8については、建築物の敷地の緑化についても適用する。

第4 計画開発区域における建築物の敷地緑化の取扱い

次の各号に掲げる、計画的に開発された開発区域のうち、緑地として整備する計画がある部分の面積が当該区域の合計面積に対する割合として10パーセント以上であり、計画的に、かつ、将来にわたって確保されるものと認められる区域（以下「計画開発区域」という。）においては、当該計画開発区域の緑地の面積の合計に、当該計画開発区域の建築物に係る敷地面積の合計に対する条例第23条第2項の届出に係る建築物の敷地面積の割合を乗じて得た面積を、緑化基準第3の緑地の面積に算入することができるものとする。

- (1) 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第2条第4項に規定する工業団地造成事業の施行区域
- (2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第2条第4項に規定する事業地
- (3) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第4項に規定する事業地
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第4項に規定する施行地区
- (5) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の免許に係る埋立に関する工

事の施行区域

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が認める区域

第5 緑化が著しく困難な部分における建築物の敷地緑化の取り扱い

建築物を新築、改築又は増築する場合（次項に掲げる場合を除く。）、次のいずれかに該当する緑化が著しく困難な部分の面積は、緑化基準第3の空地面積から除外することができるものとする。ただし、第2号に該当する場合、運動場については、当該運動場の面積の5パーセント以上の面積を緑化するものとする。

- (1) コンテナ等の搬入、搬出若しくは一時保管又は大型車両の通行等を行うため、敷地の緑化が著しく困難な場合におけるコンテナ等を取り扱う部分又は大型重量車両（自重又は総積載荷重が20トン以上の車両をいう。以下同じ。）が駐車若しくは通行を行う部分の面積
- (2) 学校、社会福祉施設及び社会教育施設（施設の形状が学校に類するものに限る。以下「学校等」という。）の運動場の面積
- (3) 構造上緑化することが著しく困難な部分のうち、市長がやむを得ないと認める部分の面積
- (4) その他、市長が特にやむを得ないと認める部分の面積

2 建築物の敷地の緑化基準が適用される以前に建築された建築物を改築又は増築する場合、次のいずれかに該当する緑化が著しく困難な部分の面積は、緑化基準第3備考5で規定する空地面積から除外することができるものとする。ただし、第2号に該当する場合、第2号で規定する面積の5パーセント以上の面積を緑化するものとする。

- (1) コンテナ等の搬入、搬出若しくは一時保管又は大型車両の通行等を行うため、敷地の緑化が著しく困難な場合におけるコンテナ等を取り扱う部分又は大型重量車両が駐車若しくは通行を行う部分の面積のうち第3項により算定する面積
- (2) 学校等の運動場の面積のうち第3項により算定する面積
- (3) 構造上緑化することが著しく困難な部分のうち、市長がやむを得ないと認める部分の面積のうち第3項により算定する面積
- (4) その他、市長が特にやむを得ないと認める部分の面積

3 前項第1号、第2号及び第3号により算定する面積とは、下記式により算定する面積とする。算定する面積

$$= \frac{\text{緑化が著しく困難な部分の面積}}{\text{敷地面積}} \times \frac{\text{改築又は増築に見合う敷地面積}}{\text{敷地面積}}$$

第6 太陽電池等の設置部分の面積の取扱い

建築物又はその敷地に太陽電池又は露天のプール等を設置した場合、その設置面積の50パーセントの面積を緑化基準第2及び第3の緑地の面積に算入することができるものとする。

2 露天のプール等（建築物又は敷地に固定され恒常的に水に満たされているもので池などを含む。）を建築物に設置した場合はその面積を緑化基準第2の表中「緑地の面積」欄の建築面積から除外することができるものとし、敷地に設置した場合はその面積を緑化基準第3の空地面積から除外することができるものとする。

第7 建築物及び建築物の敷地の緑地の面積の相互の振り替え

建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑地の面積について、緑化基準第2を満たすことが困難な理由がある場合は、当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物の敷地の同一面積の緑地の面積をもって代えることができる。この場合において当該建築物の敷地の緑化をもって代える面積は、建築物の敷地において必要とされる緑地の面積には含まれないものとし、当該建築物において必要な緑地面積の50パーセントを上限とする。ただし、やむを得ない理由により上限を超えて当該建築物の敷地へ振り替える場合はその超えた分に相当する緑地を道路等に面する位置に植栽するように努めなければならない。

- 2 建築物の敷地における緑地の面積について、緑化基準第3を満たすことが困難な理由がある場合は、当該建築物の敷地において必要とされる緑地の面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等の同一面積の緑地の面積をもって代えることができる。この場合において当該建築物の屋上、壁面、ベランダ等の緑化をもって代える面積は、建築物の屋上、壁面、ベランダ等において必要とされる緑地の面積には含まれないものとし、当該建築物の敷地において必要な緑地面積の50パーセントを上限とする。ただし、やむを得ない理由により上限を超えて当該建築物へ振り替える場合はその超えた分に相当する緑地を道路等に面する位置に植栽するように努めなければならない。